別表十三(五) 「21」又は「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災 特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

	定の資産の買換えにより取得した の損金算入に関する明細書 ′	- /- /2		事年	業度			法人名					別表上
	(譲 渡 し た 資 産 の 種 類	1	号 該当)	+							譲渡の日	を含む	十 三 三
											事業年度		(五)
Ę		\vdash	• •		•	•		•	•	•			令五
ř	譲渡した資産の所在地		平方メート	ル	平方	「メートル	TŽ.	方メートル	平力	「メートル	計	2 l.n.	•
	譲渡した土地等の面積譲渡年月日												匹•
			• •	円	•	. 円		円	•	· F.		円	一以
	対価の額												後
月	渡海	7											終了
田	直譲渡に要した経費の額前 計												事業
	の額 (7) + (8)	9											年度
É	T	10											及分
伩	取得した買換資産の種類												
,	取得した貝換貨産の所任地												
导		13		円	•	. 円			•	· F			
資		14		-		11		1 1					
	供する見込みの年月日	15			•	•		•	•	•			
至	台の建物、構築物等の事業供用予定年月日	16			•	•	•	•	•	•			
り	(16)の建物、構築物等を実際に 章 事業の用に供した年月日	17	• •		•	•				•			
	産 取得した土地等の面積	18	平方メート	ル	平方	i メートル	77	方メートル	平方	メートル	平方	メートル	
归	が同上のうち買換えの特例 の対象とならない面積	19											
田	場			H		円		円		P.	J	円	
1	(14)× (18) 買換資産の帳簿価額を減額し、	20										_	ı
Æ	又は積立金として積み立てた金額	21											
育	(6の計)のうち特別勘定残額に 対応するものから支出した金額												
Ш	上 縮 基 礎 取 得 価 額 (((14)又は(20))と(22)のうち少ない金額)	23											
頂の	限換取判前期末の取得価額	24									P63	2 矣	H.
戓		25									Гυ	79	' ,'
頂	の期たる圧縮基礎取得価額	26										П	
等を	計 以減場 (23)× (25)											_	ł
	算圧 縮 限 度 額 ((23)又は(26))×(10)×	27											
E H	圧 縮 限 度 超 適 額	28											1
易合	取得価額に算入しない金額												
-	((21)と(27)のうち少ない金額)又は(((21)と(27)のうち少ない金額)×(24)/(25)	29											_
	対 価 の 額 の 合 計 額 (6の計)	30		円				き理し:				H	
d T	(もの計) 同上のうち譲渡の日を含む事業年度におい			一特		(32) 0 に 赤)りち: てよ	貝換貨座	三の取得 る 金 舞	38			_
断り	て使用した額	31		別 	入の	繰	入	限	度 額	il I		\neg	
ク質	特別勘定の対象となり得る金額 (30) - (31)	32		定	ph; 54		(38) × (1	0) × 100		39			
欠り	翌 特別勘定の金額の計算の基礎となった買			- E	彩		(37) -			40			•
£	換資産の取得に充てようと <u>する金額</u> (繰入事業年度の(37)と(39)のうちかない金額÷		<u>-</u>	設	翌		の特別	引 勘 定 度の(37)-		41			
X	機同上のうち前期末まで 資産の取得に充て	64	l参照	」 した	1200	同上。	のうち	<u>*</u> が切れ 前期末 算入さ∤	までに			\neg	
頁	plent			場場	タ百		中に	益金のべき	か額に 金額				
実 頂 ひ 計	額 当期中において買換資産の 取 得 に 充 て た 金 額	135			0)	121 /							
預の	の取得において貝換資産の取得に充ってた金額	35		一合		期末		川 勘 定 (42) — (-		44			

別表十三(五)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

	②区分番号	③適用額
「第65条の7第1項」、「第65条	00549	「21」欄の金額
の7第9項」又は「第65条の9」		(「27」欄の金額を 」超える場合に は、同欄の金額
	00550	
	00363	
,		
	00422	
]	00364	
,		
「令和5年旧措置法第65条の7 第1項」、「令和5年旧措置法第 65条の7第9項」又は「令和5年	00359	
「第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」、「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成29年旧措置法第65条の9」	00557	
	の7第9項」又は「第65条の9」 「令和5年旧措置法第65条の7 第1項」、「令和5年旧措置法第65条の7 第1項」、「令和5年旧措令和5年旧措令的7第9項」又は「令和5年旧措置法第65条の9」 「第65条の8第7項において「第65条の8第8項において「第65条の7第1で「第65条の7第1で「第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の9」、「平成29年旧措置法第65条の8第7項にお第65条の8第7項にお第65条の8第7項にお第65条の8第7項にお第65条の8第7項にお第65条の7第1項」、第65条の8第7項にお第65条の7第1項」、第65条の7第1項」、第65条の7第1項」、第65条の7第1項」、第65条の7第1項」、第65条の7第1項」、第65条の7第1項」、第65条の7第1項」、第65条の7第1項目、第65条列目,第65条列目,第65条列目,65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目第65系列目前65条列目第65条列目第65条列目第65条列目第65系列目第65系列目第65系列目前65条列目第65系列目第65系列目前65条列目第65系列目第65系列目第65系列目65系	の7第9項」又は「第65条の9」 の0550 の0363 の0363 の0363 の0364 の0364 「令和5年旧措置法第65条の7第1項」、「令和5年旧措置法第65条の7第9項」又は「令和5年旧措置法第65条の7第9項」又は「令和5年日措置法第65条の8第7項において準用する第65条の7第1項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」、「第65条の8第7項において準用する第65条の7第9項」、「第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の8第7項において準用する平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」又は「平成29年日措置法第

^{※ 「}第65条の7第9項」、「令和5年旧措置法第65条の7第9項」、「第65条の8第8項において準用する第65条の7第9項」 又は「平成29年旧措置法第65条の8第8項において準用する平成29年旧措置法第65条の7第9項」は、適格分割等に伴い、 課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

^{※ 「}第65条の9」、「令和5年旧措置法第65条の9」又は「平成29年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

[※] 区分番号「00557」は、特別勘定を設けた後、その特別勘定に係る買換資産を取得した場合が該当します。

「37」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。ただし、震災特例法の規定による適用については、適用額明細書の記載は必要ありません。

なお、租税特別措置法第66条の6(内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例)及び第66条の9の2(特殊関係株主等である内国法人に係る外国関係法人に係る所得の課税の特例)の規定の適用を受ける場合に、基準所得金額の計算において外国関係会社等が適用する「日本船舶の買換え」については適用額明細書の記載は必要ありません。

法人税関係特別措置	①租税特別措置法の条項	②区分番号	③適用額
特定の資産の買換えの場合等の課税の特例			
航空機騒音障害区域の内から外への買換え	「第65条の8第1項」、「第65条 の8第2項」又は「第65条の9」	00553	「37」欄の金額 (「39」欄の金額を
(第1号イ又は口該当)			超える場合に は、同欄の金額)
航空機騒音障害区域の内から外への買換え		00554	100 INTINATION
(第1号ハ該当)			
既成市街地等及びこれに類する一定の区域 (人口集中地区)内における土地の計画的かつ 効率的な利用に資する施策の実施に伴う土地 等の買換え		00369	
(第2号該当)			
所有期間が10年を超える国内にある土地等、 建物又は構築物から国内にある一定の土地 等、建物又は構築物への買換え		00423	
(第3号該当)			
日本船舶の買換え		00370	
(第4号該当)			
所有期間が10年を超える建物等の既成市街地 等の内から外への買換え	「令和5年旧措置法第65条の8 第1項」、「令和5年旧措置法第 65条の8第2項」又は「令和5年	00365	
(令和5年旧措置法第1号該当)			

^{※ 「}第65条の8第2項」又は「令和5年旧措置法第65条の8第2項」は、適格分割等に伴い、課税の特例の適用を受ける場合が該当します。

^{※ 「}第65条の9」又は「令和5年旧措置法第65条の9」は、特定の資産を交換した場合の課税の特例の適用を受ける場合が該当します。